申請先: HELICS事務局

# 医療情報標準化指針提案申請書(新規・更新・追加・廃止)

申請受付番号	HS (	011	事務局受付日	2009 年	8月6	申請日	2009年	8月 6日	]
提案申請団体名 •責任者名		画像医療シ 象システム部	ステム工業会 3会 吉村仁	規格作成區 •責任者名		DICOM Stanrard Committee 日本窓口:JIRA DICOM委員会 鈴		鈴木真人	
提案規格案名	和名	医療におけるデジタル画像と通信(DICOM)							
(版数)	英名	Digital Imaging and Communications in Medicine (DICOM)							
提案規格案の目 的、概要(提案規 格案策定経緯及 び決定プロセス)	和文	DICOM規格は医用画像機器に相互運用性を付与するために、 ①画像関連情報のネットワーク通信を目的に機器が装備する一群のプロトコルを定義し、② これらのプロトコルによって交換される操作指示の構造と意味および関連する情報を明確に 規定し、③媒体による情報交換のために媒体による情報保存サービスやそのためのデータ 構造などを規定し、また④規格に適合するために実装上必要な情報を規定している。							
	英文	The DICOM Standard facilitates interoperability of medical imaging equipment by specifying:  (1) A set of protocols for network communications. (2) The syntax and semantics of Commands and associated information which can be exchanged using these protocols. (3) A set of media storage services for media communication. (4) Information that must be supplied with an implementation for claiming conformance.							

# 提案規格案の申請理由、適用領域、使用方法

画像診断部門(放射線部門、循環器部門、生理検査部門など)が利用する医用機器やシステムが、関連する機器やシステム との間で情報交換を行う場合に適用。DICOMが定義するオブジェクトに適切な値を設定し、DICOMの通信機能を用いてシステム間で情報交換を行う。また、適用に当たっては規格に定められたどのようなサービスを装備していて、どのような条件で利用可能であるかを宣言することによって当該機期やシステムの接続性を明確にすることによる。

# 関連他標準との関係(相違点及重複点の取り扱い方)

HL7が医療情報システム全体をカバーする規格を定めているが、DICOMは画像診断部門に特化したサービスを規定している、DICOMが定義する構造化レポートに関してはHL7 V3が定めるCDAとの間でマッピング関係を整備する努力が行われている。また、ISO 12052(IS) として、本規格全体を引用する国際規格が制定されている。

提案規格案
の関連情報

# メンテナンスの方法(バージョン管理も含む)

(社)日本画像医療システム工業会も参加するDICOM Standards Committeeによって定期的に改良、是正、破棄が行われている。

# 入手資格 特になし

DICOM Standard Committee WEBサイト(下記URL)からダウンロード可能 http://medical.nema.org/dicom/

### 有効期限

| 定常的に保守されており、現在のところ明確に定義された期限はない。

## 価格等

何人も無料で入手可能。ただし、印刷物として規格を入手する場合は有料。

### 知的所有権

下記URLの知的所有権が本規格に関して主張されているが、所定の条件によりライセンスが可能 http://medical.nema.org/dicom/Disclosure\_List.xls

#### 添付資料

Digital Imaging and Communications in Medicine (DICOM) Part 1

# 実務運用上 の連絡者

- ・氏名 JIRA事務局システム部長 ・TEL (03)3816-3450 ・FAX (03)3818-8920
- •E-mail http://www.jira-net.or.jp/dicom/index.html からお問い合わせ下さい

本規格においては、定期的に修正、増補が行われており、最新版の規格書を参照すること。 特記事項 特記事項 大記のURLに参考として日本語訳が掲載されている; http://www.jira-net.or.jp/dicom/index.html

※更新・追加・廃止の時は、以下の一項を選択し、旧規格名(和名)を記載する。						
指針の更新・改廃 の場合の旧規格と の関係	[レ] 旧規格( DICOM規格	)を新規格に <b>更新</b> する。				
	[ ] 旧規格(	)と新規格が <b>追加</b> で指針となる。				
	[ ] 旧規格(	)を <b>廃止</b> する。				
更新時の新旧の相 違点	)相  ※バックワードコンパティビリティーについても記入してください。					
~= M	基本的は、旧版に対する増補であり、バックワードコンパティビリティは確保されている。 旧版からの改定点は、下記のURLを参照のこと; http://www.dclunie.com/dicom-status/status.html					

※申請した指針は、毎年5月末までに見直しをお願いします。 事務局から問い合わせが行きますので、必要に応じて更新などの手続きをお願いします。

(2009.05.19 改版)